



こんにちは地域包括支援センターです
高齢者虐待について考える



高齢者虐待防止法が施行されてから間もなく20年になりますが、相談や通報件数、虐待を受けたと判断される件数は年々増加しています。

令和5年度の全道のデータでは、相談・通報件数1,111件、虐待を受けたと判断した件数は373件となっており、虐待の種類別では1位が身体的虐待、2位が心理的虐待、3位が経済的虐待、4位が介護等の放棄・放任、5位が性的虐待となっています。

要介護度別では、介護度が高くなればなる程、虐待件数は増え介護の大変さと虐待は比例しています。

今回は、高齢者虐待の種類別の中で「心理的虐待」と「介護等の放棄・放任（ネグレクト）」について、どのようなことが心理的虐待や介護等の放棄・放任（ネグレクト）にあたるか、自分や自分の周りの人は大丈夫？を振り返り、確認してみよう。

■高齢者虐待とは？

65歳以上の高齢者のお世話をしている家族や親族、あるいは、高齢者福祉施設等で業務に従事している職員が、高齢者の権利を侵害し、人としての尊厳を冒す行為のことを言います。

なお、高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を2つに分けて定義しています。

■養護者による虐待

*養護者：65歳以上の高齢者をお世話している家族・親族、同居人等

■要介護施設従事者等による虐待

*要介護施設従事者等：高齢者福祉施設サービスや居宅サービス事業所等で業務に従事する職員

*高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者と定義していますが、65歳未満であっても、要介護施設に入所している等、一定の要件を満たしている者は「高齢者」とみなし、高齢者虐待防止法が適応されます。

このような行為は虐待にあたります！

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。身体を拘束し、行動を制限すること。 例)叩く、つねる、ベットに縛り付ける、無理矢理食事を口の中に入れる等
心理的虐待	暴言や著しい拒否的な対応など、高齢者に心理的外傷を与えること。 例)無視する、怒鳴る、ののしる、恐怖心を植え付ける言葉遣い等
経済的虐待	家族や親族が高齢者の財産を不当に処分すること、高齢者の金銭使用を理由なく制限すること。 例)本人の年金や預貯金を勝手に使う等
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、高齢者にわいせつな行為をさせること。 例)排泄の失敗に対し、懲罰的に下半身を裸にする等
介護等の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放棄、虐待行為の放置、養護を著しく怠ること。 例)入浴させない、水分や食事を十分に与えない、ナースコールに対応しない等

心理的虐待や介護等の放棄・放任（ネグレクト）は、養護者や要介護施設従事者等が、その行為が虐待にあたると認識していない場合があります。

虐待が起こりうる背景には、養護者や要介護施設従事者等の認識の問題以外にも、余裕がない、人手不足等、様々な要因はありますが、認識していなかったとしても、外から見ると虐待と判断できる状態で、高齢者の心身へ重大な影響を及ぼすと判断される場合もあります。そのため、ケアの内容を振り返る時間、客観的に状況を見ることのできる第三者へ相談することも必要です。

虐待を止めることは養護者や要介護施設従事者等にとっても介護負担の軽減

減やストレスケアを考える上で必要です。家庭や施設等で起こりうる身近な問題として、少しでも「虐待かも知れない」「誰かに話を聞いて欲しい」と思った場合は、相談専用電話の活用や地域包括支援センターへご相談下さい。

◆高齢者虐待に関する電話相談◆
 北海道高齢者虐待防止・相談支援センター
 ☎011(281)0928（月曜日
 から金曜日 午前9時～午後5時）
 ◇相談は無料
 ◇秘密は守られますので、安心してご相談下さい。